

(前提) 英国の公共サービス・イノベーション

【英国のNPOの、役割の変化】～「補助金から契約へ」

- 保守党・サッチャー政権期、国営企業の民営化、政府の実施部門のAgencyの分離移管、自治体業務の強制競争入札(CCT)など、「官から民へ」の行政改革。
- 1990年の、「国民保健サービス(NHS)とコミュニティケア法」を代表とする福祉改革、特に福祉サービスの担い手を企業やNPOも含めて多元化する「福祉多元主義」が推進→NPOは新たな市場を得ることになる。
- 同時に、NPO以上に、役割を急増させる民間企業との競争を強めることになった。
 - 例) 老人ホームの部門別供給(定員数): 1979年は、【公営63.3%、NPO18.9%、企業17.8%】だったのに対し、1989年には、【公営39.2%、NPO12.3%、企業48.6%】となった。ただし、定員総数は、18万人から28万人に増加。
 - 他の分野では、NPOは、幼児グループ施設数の81.6%、初等中等教育生徒数の21.9%、保育所施設数の18.3%、障害者入所施設数の14.5%、新築住宅数の8.9%
- NPOの役割の増大は、自治体とNPOの関係をも大きく転換することに。自治体は「サービス購入者」となり、NPOが「サービス提供者」で、両者の間に契約がむすばれることになる。
- それにともない、NPOに提供される政府資金は、「Grant」(補助金)から「Contract」(契約)へと比重を移すことに。

(前提) 英国の公共サービス・イノベーション

<英国のNPOの変化 ～「補助金から契約へ」> つづき

- 1980年代まで、英国のNPOセクターの役割は、政府のサービス提供を監視し、必要なときにはその改良のためのキャンペーンを展開することだった
 - 少数者集団の立場の表明を助け、コミュニティへの参画とコミュニティ開発のための手段となった。こうした活動を行うことへの援助として「補助金」を受け取っていた。
 - 88-89年会計年度において、自治体からNPOに提供された資金総額は5億ポンド強に。
- 90年代に転換。
 - 理由その1: 「地方政府はサービスの直接の提供者ではなく、主としてサービスの「促進者」(enabler)であり、「購入者」(purchaser)である」とされた。
 - 理由その2: 「目的を限定しない補助金は、NPOに与えられている巨額の公的資金に対するアカウントビリティを確保する上で不十分。もっと厳格でより契約的な資金提供協定が必要だ」とされた。
- 英国において、事業委託契約が重視されるように。補助金が契約に置き換えられたり、以前は政府が提供していたサービスがNPOに委託されたりした。以前にはほとんどなかった新しいサービス(特殊技能訓練、社会住宅など)が提供されることも。
 - 例)69年に内務省のプログラム「都市事業」(Urban Programme)。都市の貧困問題に対処→80年代前半に予算増加(中央政府が資金提供、地方政府が執行する)→80年代後半に減少を始め、92年には廃止されることに。

サードセクター・コミッショニング

～「新しい公共」における公共サービス

■英国内閣府第三セクター局(Office of the Third Sector :OTS)による、「公共サービスの提供に関するアクションプラン (Public Service Delivery Action Plan)」

→公共サービス提供に際して、サードセクターの参加を促し、サービスの質向上、受益者のニーズに対応、結果として、“効果・社会的アウトカム・効率性”を高める。そのうち、「コミッショニング」は、“適切に、契約の委託・発注を行う”、アクションのひとつ。

- 2006年に立ち上げ。公共サービス分野におけるパートナーシップ。具体的な、アクションプランを下記の4分野にて実施。

1. Commissioning コミッショニング (=“適切な”、委託・発注を行う)
2. Procurement 調達/購入 (コミッショニングの一部)
3. Building on the sector's capacity サードセクターの経営基盤を強化
4. Innovation イノベーション

- 参考) アクションプランに含まれるプログラム
 - サードセクター・コミッショニング国家プログラム
 - Innovation Exchange
 - Futurebuilders (ローンや助成、専門コンサルなどによるサードセクター公共サービス提供支援)
 - Community Assets Fund (公共資産の再活用のための3,000万ポンドの基金)
- その他
 - Social clauses (調達・契約時における社会的付加価値達成のための社会的条項)
 - コンソーシアム (サードセクター連合体によるビッド参加)
 - ソーシャル・インクルージョン

(参考) サードセクター・コミッショニング ～国家プログラム

National Programme for Third Sector Commissioning by OTS

http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/public_services/commissioning.aspx

【目的】

コミッショニングのプロセスを通じて

- サービスのニーズ把握
- サービスのデザイン
- サービスの調達／購買
- サービスの評価

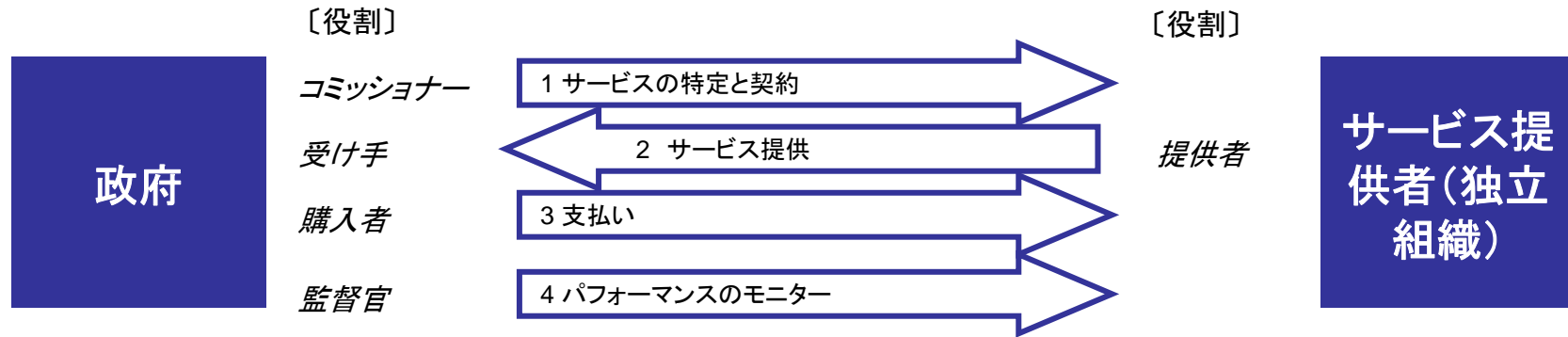
を確立し、“Value For Money”(VFM:支払いに対する価値)の高い、公共サービス提供する

～よいコミッショニング”の8原則

1. サービス利用者のニーズ理解
2. サービス提供をする組織と相談して、優先順位をつける
3. プロセスにおいて、ユーザーにとってのアウトカムを重視する
4. 現実的なサービス提供者たちを最大限挙げる・マッピングする
5. サービス提供者の経営基盤強化への投資を考慮する
6. 契約過程の透明性と公平性を担保する
7. 長期契約とリスク共有 (*3年以上)
8. コミッショニングのプロセスに関する効果分析をおこなう

(参考)アウトプット & アウトカムに着目したコミッショニング ～受け手にとってのインパクトを中心に

■ インput & プロセスのみ



■ インput & プロセス & アウトプット & アウトカム

